

地域共生社会の在り方検討会議（第3回）
令和6年8月21日

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉の連携強化等の 総合的な権利擁護支援策の充実について ～成年後見の現場から～



（公社）成年後見センター・リーガルサポート
常任理事 中野篤子

お伝えしたいこと



1. 専門職団体からみた現状と課題

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項

成年後見制度利用促進専門家会議

第2回運用改善等WG(令和3年9月15日)より



2. 本人にとって必要な支援とは

～事例から検討できること

- ・権利擁護支援チームの存在
- ・中核機関・権利擁護支援の地域連携ネットワークの存在
- ・成年後見制度の必要性の判断について

3. 必要な人に必要な制度がつながる連続した権利擁護支援の充実に向けて

～法制化に向けた検討

1. 専門職団体からみた現状と課題 ～成年後見制度利用促進専門家会議 第2回運用改善等WG(令和3年9月15日)より

専門職団体から見た現状と課題

成年後見制度利用促進専門家会議
第2回運用改善等WG

令和3年9月15日
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート



第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



1 本人にとっての必要性や支援の状況に合わせた保佐・補助の活用

事例 1

Aさん



- ・ 80歳代女性
- ・ 亡夫から相続した自宅で一人暮らし
- ・ 2年前に認知症の診断を受ける
- ・ 要介護2

家族



- ・ 同じ市内に長男夫婦が居住



- ・ 隣県に二男が居住

現在の状況

- ・ 家族が訪問したことを覚えていないことがある
- ・ 家事を今までのようにしようとして、思い通りにできないときがある
- ・ 通帳や現金を紛失、役所などから届く書類の管理ができないことがある

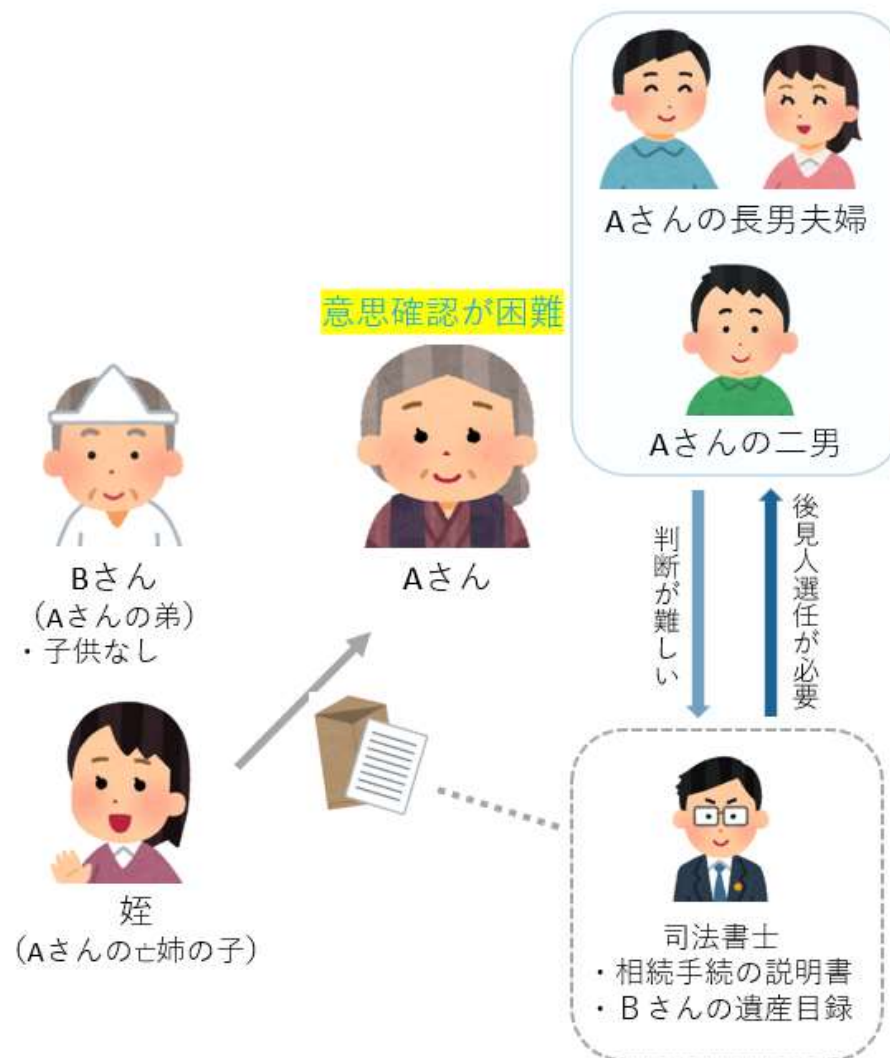
支援の体制

- ・ ヘルパー週3回、デイサービス週2回利用
- ・ 夕食は宅配弁当
- ・ 通帳は長男が管理、定期的に日用品費を本人に届けている
- ・ 月に1回程度、二男も訪問、家族で本人の生活を見守っている
- ・ 本人は、住み慣れた自宅での生活を希望し、家族も可能な限り本人の思い通りに支援していきたいと考えている

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項

ある日のこと・・・

- 姪（Aさんの亡姉の子）から、Aさんの弟Bさんが亡くなり、その相続手続きが必要なので協力してほしいという手紙が届く
- 亡くなったBさんは子どもがおらず、姉であるAさんは相続人の一人
- 手紙には、手続きを説明する司法書士の書面とBさんの遺産目録が同封されていた
- 遺産は、借地上に建っている築年数不詳の建物と預貯金約150万円
- きょうだいが多いこともあり、Aさんの取得財産（法定相続分）は50万円に満たない
- 遺産分割に関する **Aさん自身の意思の確認は困難**
- 子どもたちから、Aさんは認知症もあり判断が難しいと回答
- 司法書士から、**手続きを進めるためには後見人を選任する必要**があるという説明を受けた
- しかも、遺産分割協議が終わっても成年後見制度の利用は継続すると聞いて、今のAさんにそこまでの必要はないのに・・・と子どもたちは釈然としない気持ちになった



第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



司法書士として少なからず実務の現場で遭遇する事例

- 遺産分割協議だけのために、Aさんに成年後見制度が必要？
- しかし、手続が進まないことは、相続人にとって望ましいことではない。
 - 例えば、**相続のみに限定した権限**が付与され、手続が終われば**必要性がなくなった**として、**取消可能**であるような制度の利用はできないだろうか・・・。

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



本人や周囲の支援の状況の変化に合わせた制度の柔軟な利用

今後想定される変化

- Aさんの認知症が進み、自宅での生活が困難に
- 自宅の売却・売却代金を介護費用等に充てるための財産管理
- 家族の転勤、病気、その他の事情により、今までのような支援を続けられなくなるetc.
 - その時々本人や家族等の**状況の変化に合わせた柔軟な利用**ができれば、利用者（本人）がメリットを実感できる制度となるのではないか。

○ さらに・・・

例えば、後見人は、**当初は「見守りの」な支援**（権限は必要かつ限定的な範囲）で関与し、**状況の変化に応じて権限を拡張**していく**柔軟な制度利用**ができないか

→ 早期の制度利用につながり、**第三者後見人**が選任された場合は**関係を築きつつ必要な支援を共に考えていく**ことができる

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



運用の改善と法改正に向けて

例えば・・・

- ① **必要性・補充性**の原則を取り入れた制度
- ② **三類型の一元化**
- ③ **定期審査**の導入 ※要介護認定・障害支援区分の認定には有効期限がある
- ④ （後見類型相当の事案であっても）支援のために**必要な行為に限定した権限**付与
- ⑤ **成年後見制度の利用（開始・後見人等の選任の審判）と行為能力の制限（同意権付与の審判）を別の手続**とする（後見が開始しただけでは、本人の行為能力は制限されず、本人の支援・保護のために特に本人の行為能力の制限が必要な場合には、別途、同意権付与の申立てを要することとする）etc.

→ 法改正も視野に入れた検討が必要な時期に来ているのではないか

☆ 現状では、保佐・補助**開始後の代理権の付与（追加）**の審判の手続に**時間がかかる**場合があり、裁判所における**運用面での工夫**が望まれる。

☆ さらに、権限の付与によって**結果的に本人の取引を制限**してしまう実務の運用（**金融機関の実務対応**）も

※代理権の付与により本人の行為能力が制限されるわけではないにもかかわらず...

→ この点も運用の改善が必要

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



前提として、本人の**状況変化に合わせて柔軟な対応**ができる体制整備が不可欠

- チームでの連携した支援
- 日常生活自立支援事業等の隣接事業（制度）との連携・併用 etc.
- ◆ 後見人が関わることにより、本人や周囲の支援の状況が変化しても、
継続性のある支援が可能に

2. 本人にとって必要な支援とは ～事例から検討できること



- ・遺産分割協議の判断を自ら行うことが困難
→「この部分においては」後見人等の関与が必要



遺産分割協議終了後は
後見人等の存在は必須なのか？
※現行法では、継続せざるを得ない
→必要である場合でも利用を躊躇する
一因となってしまっている。



- ・従前の家族による支援
 - ・意思決定支援や福祉サービス利用を援助する仕組み
- +
- ・今後想定される本人やその取り巻く状況の変化にどのように対応するか？
 - ・必要な支援体制とは？

・権利擁護支援チームの存在

- ・ 家族等の支援があり権利擁護支援チームが機能している場合
法的課題が解決すれば成年後見制度利用の終了を検討できる。
もしくは、親族後見人へのリレー（支援信託・支援預貯金の活用など）
- ・ 家族等による支援が期待できないなど後見人等の支援が必要な場合
成年後見制度の利用を継続するが、市民後見人等へのリレーも検討
- ・ 法的課題がなく十分な支援がある場合
日常生活自立支援事業、
意思決定支援をサポートする権利擁護支援策等が
充実していれば権利擁護支援チームに後見人等は必須ではない
（法的課題が解決した後の後見人等の退任も検討できる）

→権利擁護支援チームが十分な機能を果たすこと

+

その時の本人の状態・状況に合った支援に柔軟に変更できる体制
チームをバックアップする中核機関の存在
後見人の選任・交代・終了時の家庭裁判所との情報共有・連携



・中核機関・権利擁護支援の地域連携ネットワークの存在

「権利擁護支援チーム」の構成員は固定していない

例えば・・・

障害福祉サービス利用→加齢により介護サービス利用が必要となる
家族の状況や関係性の変化

（高齢化、遠方への転居、意見の相違による対立・・・

「チーム」の一員としての役割が果たせなくなる）

自宅での生活が困難に

本人自ら様々な支援を拒否してしまう（精神疾患の悪化などで）

・・・等

→本人の状態、取り巻く状況の変化により必要な支援は変化する
（合わせてチームの構成員も変化する）

→権利擁護支援チームの自立後もケースに応じて
中核機関との情報共有や連携が必要



・成年後見制度利用の必要性の判断について

本人の状態・取り巻く状況の変化に伴いチームにおける本人支援の中で後見人等の「必要性」「役割」も変化する



仮に「後見人等」がチームの構成員から外れた場合でも成年後見制度が再度必要となるケースも想定される



（「権利擁護支援チーム」への再加入）

- ・新たな法的課題（別の相続、不動産の売却、消費者被害・・・）

- ・「家族」による支援が困難
（いわゆる「親亡き後」等）

→親自身の意思決定支援が必要となり親の「チーム」形成が必要なケースも



→成年後見制度が必要とされる状況を把握しスムーズにつなぐ仕組みが求められる。
（中核機関が状況把握、家庭裁判所との連携）

必要なときにいつでも利用できる。（安心して終了できる）

2. 必要な人に必要な制度がつながる連続した権利擁護支援の充実に向けて

- ・ 権利擁護支援チームの形成の中で本人に必要な権利擁護支援策を検討（成年後見制度利用が必要か？）
 - ・ 成年後見申し立て時の受任者調整
（選任後の後見人の役割や交代などの方向性も検討・
家庭裁判所とのイメージの共有）
※選任時に役割や方向性が整理されていると後見人は
的確に必要な本人支援が行える→本人にとってメリット大
 - ・ 後見人等が「チーム」にいない権利擁護支援チーム
→地域における継続した支援体制
必要とされる場合は、適切な時期に成年後見の申し立て
 - ・ 成年後見制度利用後における必要性の見直し
 - ・ 取消審判の後の家庭裁判所との情報共有
- 法制化の必要性
- ・ 中核機関と家庭裁判所との円滑な情報の共有と連携のための法的裏付けが必要
 - ・ 総合的な権利擁護支援策の事業の充実
（社会福祉法第二種事業として位置づける等）



ご清聴ありがとうございました

